

発行所 社会通信社 発行人 滝野 忠

ホームページ <http://shakaitsushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八―二九〇四 電話・FAX(03)3299-5367

郵便振替 〇〇一〇〇―九一五八四三一 労金 中央労金本店 No.1154163

〈もくじ〉

■巻頭言■

『社会通信』を教材に

山下 俊幸：2

加藤 さんの 勘 違い

原野人：3

― 小山・上野論争に寄せて(7)―

資本主義の根っ子にせまろう

滝野 忠：5

― 同一労働同一賃金 3つの判決―

労働者の貧困とその姿

本村 充：7

― 『共産党宣言』と現代②―

公的介護 保障こそ

宮本 嘉峰：10

― 介護保険 「要介護者も総合事業へ」の問題点―

老朽原発うごかすな！

21世紀第91回 ……12

― 脱原発 市民ウォーク in 滋賀―

読者からのおたより

……………12

旬刊社会通信

NO.1326

二〇二〇年十二月一日

二〇二〇年十一月五日発行
(毎月一日・十五日二回発行)

『社会通信』を教材に学習会

私たちが2019年2月から毎月開催してきた小さな学習会「労働・社会科学学習会」（呼びかけ人代表 市原芳樹さん）は、『社会通信』編集長の滝野忠さんに手弁当で献身的なお手伝いを頂き、これまで18回開催してきました。新型コロナウイルスの問題や会場の関係で3回ほど中止となりましたが、原則毎月1回開催してきました。

学習会を始めたのは、戦後労働運動を牽引してきた総評が独占資本と、その政治権力によって解散に追い込まれ、独占資本主導の連合へと変遷し、『官製春闘』に代表されるように、もはや日本労働運動は危機的状況となっていること。また、労働運動と密接な関係にある社会主義運動も日本社会党の解党によって「労農派マルクス主義」の研究と指導に生涯をささげた向坂逸郎、さらには向坂逸郎らが指導し、戦後最強の労働組合を構築し「三池闘争」を闘い抜いた教訓「長期抵抗統一路線」さえも隅に追いやられ、他方では、独占資本とその政権は、労働法制の改悪を思いのまま強行し、実質賃金は低下し、官民間わず非正規労働者が4割を超え、労働者階級の窮乏化は一層深刻化し公然となっています。

私たちはこのような事態を憂慮し、改めてマルクス主義を学び、少しでも社会主義運動の前進、階級的労働運動の再構築、若い労働者の組織化に寄与したいと考え、元全電通千葉支部書記長の市原芳樹さんと相談し「労働・社会科学学習会」を毎月開催することにしました。

これまで、①「向坂先生と岩井章さん」、②「マルクス生誕200年と『共産党宣言』」、③「向坂逸郎と資本論」、④「三池の闘いと『向坂教室』の映画鑑賞」、⑤「階級的労働運動の課題」、⑥「国労上野支部反合研の学習と運動に学ぶ」、⑦「全電通検見川分会の組織づくりと全電通千葉の闘いに学ぶ」、⑧「唯物史観を考える1」、⑨「唯物史観を考える2」、⑩「唯物史観を考える3」、⑪「世界の情勢」、⑫「日本の情勢・春闘を中心に」、⑬「日本労働者の状態1」、⑭「日本労働者の状態2」、⑮「コロナと世界経済」、⑯「どうなる世界経済」、⑰「コロナ後の世界経済」、⑱「社会主義国キューバの現状」などのテーマで実施してきました。

参加者の皆さんの希望や意見を聞きながら次回のテーマを決めてきましたが、テーマを決める事務局を担当している私は学習会のテーマや進行の在り方について悩み、模索しながらでした。参加者から『共産党宣言』や『帝国主義論』など古典の学習をやってはどうか、という声もありました。しかし、1冊を終えるのに相当の回数が必要であること、予習は必須であること、若い仲間が途中で学習会に参加しづらいことなどがあり、市原さんや事務局の仲間と相談していたところ、仲間から「別の学習会にも参加しているが、そこで参加者から『社会通信』の原野人さんの論文を掲げて、こういう論文を勉強しなければ」という声が上がったといわれました。

私たちにとって、『社会通信』は身近な存在でありながら活用していかないことを改めて思い知らされました。思い起こせば、『社会通信』は、社会党右派や総評党員協からの社会主義協会規制によって、1977年11月15日・25日合併号（255号）で

廃刊となった「旬刊・進路」（社会主義協会発行、発行人向坂逸郎）の後継誌として、滝野忠編集長によって引き継がれて今日を迎えています。

現在、『誌』は廃止され、インターネットで無料配信されています。私は毎号印刷して読み返しています。インターネットをやっていない人には届いていませんが全国で多くの方が読まれています。

内容は労農派マルクス主義、階級的労働運動の視点で貴重な論文が毎回掲載されています。また、地方の闘いの現状や出来事などが報告されています。

私たちの学習会は「労働・社会科学学習会」であることから、編集長の滝野忠さん、執筆者の原野人さんらの論文を教材として活用していくことにしました。『社会通信』は月2回発行。私たちの学習会は月1回、滝野さんや参加者と相談しながら掲載されている論文を教材として活用していきます。（山下 俊幸）

加藤さんの勘違い

ー小山・上野論争に寄せて(7)ー

菅政権がコロナ禍を悪用して、いよいよ露骨に独占資本本位の体制的合理化、産業再編、軍備拡充を推進しようとしていることに警鐘を鳴らし、労働者、市民の闘いを反独占、反自民の闘いへ鼓舞し集中しなくてはならない時である。

加藤晋介さんは一方でこのことを理解しながら、残念ながら迷路に陥っている。

加藤さんの迷路

政策委員会ニュース20年11月1日号で加藤さんはこう述べている。

「安倍内閣の下で『未来投資会議』であった諮問機関を、首相直属の『成長戦略会議』に再編成し、そこに竹中平蔵など新自由主義者を配置し、コロナ禍を逆手にとった新自由主義的な改革を一気に推し進めようとしている。既に竹中平蔵は、全ての社会保障制度の予算をBI（ベーシックインカム）に集中させ、生活保護や各種社会保険制度の廃止を前提とした新自由主義的ベーシックインカム論を提唱し始めており、まさに福祉国家の完全解体に本格的に着手しようとしている。（中略）

新自由主義型BIに対しては、社会保障制度によるBS（ベーシック・サービス）の維持・充実を前提としたBIを（以下略）」

加藤さんが提起したベーシックインカム

加藤副委員長は自分たちが提起したBIを、もう忘れてしまったのだろうか？

党に持ち込んだのは上野君だろうが、大会に提起したのは加藤副委員長ら執行部である。そこでは「失業保険、生活保護（金銭給付分）、基礎的年金などの金銭給付はなくす」、「年金、雇用保険、公的扶助など現金給付に関わる制度を一体化して、すべての人々（金持ちも貧乏人も）に定期的に一定額を給付するもの」と解説している。

これは竹中平蔵君が主張する「新自由主義型BI」とほとんど同じである。

「社会保障制度によるBS（ベーシック・サービス）の維持・充実を前提としたBI」などというものを聞いたことはない。加藤さんは上野君と同様に小ブルジョアの幻想的理論に陥り、ユートピアの世界に入ってしまったのだろうか。

実際にはBIが採用されるとなると、それが梃子（てこ）にされて賃下げ、雇用の非正規化、首切りの自由化、労働条件の改悪、労働組合の事実上の解体、社会保障制度の全面的改悪が推進されずにはすまない。産業予備軍が増えているコロナ禍では、このような窮乏化作用が益々強まる。BIが反撃強化の梃子になるどころではない。

加藤さんが提起した資本家の人權

加藤さんはかつての党大会で「人權は資本家にもある」と述べた。
これが「普遍主義」の根拠であるらしい。

依頼人の利益を守るのが弁護士の仕事である。弁護士は、資本家に依頼されれば、労働者にどんな犠牲を求めることになろうとも、資本家の「人權」を擁護することをいとわない。搾取階級である資本家の人權とは、被搾取階級である労働者の人權を踏みじめる人權である。社会主義者はこのような人權を否定する。
マルクスは資本家の本質を次のように明らかにしている。

マルクスが規定する資本家の人權

「資本家としては、彼は単に人格化された資本にすぎない。彼の魂は資本の魂である。しかるに、資本はただ一つの生活衝動を、自己を増殖し剰余価値を創り出す衝動を、その不変部分、生産手段をもって、能うかぎり多量の剰余労働を吸収しようとする衝動をもっている。」（『資本論』岩波文庫版②96頁）

資本家は「たんに人格化された資本にすぎない」、「ただ一つの生活衝動を、…生産手段をもって、能うかぎり多量の剰余労働を吸収しようとする衝動を」担っている。そのため資本家は労働者の首を切る権利を持っている。長時間労働で健康を奪う権利も、過労死させる権利も、低賃金で人間らしい生活を奪う権利も持っている。資本家の国家は福祉制度を改悪する権利も持っている。これが資本家の人權である。

社会主義政党とは、本来このような資本家階級の「人權」に抗して闘い、やがて資本を収奪して、生産手段を労働者階級の手に取り戻し、搾取をなくする、資本家の存在も、その「人權」も消失させるという目標を持つ政党である。新自由主義と闘うことだけが目標ではない。

「普遍主義的給付のためには資本家から高率の税金をとればよい」などといっても、資本が得るべき剰余価値（搾取すべき剰余労働）をゼロにする資本主義は成立たない。

「資本家にも人權はある」から「普遍主義」をとるが、「これは路線論争ではない」などと、のんきなことを言っているわけにはいかない。

1%対99%の対立と闘い

1%対99%の対立と闘いは、独占資本を頂点とする資本家階級対労働者をはじめとする勤労大衆の対立と闘いである。巨利をむさぼり蓄積する搾取階級1%と、貧困を蓄積する被搾取階級99%の間に、「普遍主義」など存在しようもない。

生産過程で「能うかぎり多量の剰余労働を吸収」され搾取されているのは労働者である。労働者も農民も小零細経営者も独占価格によっても搾取される。国家権力を介した税金や保険料による追加搾取も加わる。グローバル化による国際的搾取も加わる。このようにして一方の極には巨兆の資本が蓄積されている。その対極には三重四重に搾取されて窮乏が蓄積され、抑圧、隷従、墮落、搾取の度が増大している。

実際には1%による階級支配の機関である国家は大資本家や巨大資本に対する課税を引き下げ、消費税引き上げなどの大衆増税を進めている。社会保障は改悪し医療や介護や教育負担も引き上げ、日米独占資本の為に高額な武器を爆買いして軍事費を膨張させている。このような1%の特権階級に対する「所得制限」すら不要だというのか。この資本主義社会で「一人ひとり」は給付を受ける権利において平等」だとか「所得制限のない普遍主義」などと夢想しているわけにはいかない。

『生活保護法』の第1条では「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、」と規定しているが、憲法25条に規定する理念に大金持ちも大資本家も含めるべきとする加藤さんらの「普遍主義」によると、『生活保護法』は憲法25条に明白に違反することになる。加藤さんらはなぜ『生活保護法』の違憲訴訟を起こさないのか？（原 野人）

資本主義の根っ子にせまろう

作用と反作用

1 同一労働同一賃金 3つの判決 1

資本主義は矛盾を拡大させることでしか発展できません。資本は最大限の利潤を求め競争します。競争は資本同士が滅ぼしあうことでも生産力を発展させるのです。生産力の発展は「合理的」で「社会進歩の力」と資本とその味方は主張します。

一歩立ち止まり考えてみると、生産力の発展は職場・地域・社会で日々経験しているように、資本の生産力の発展としてあり、労働者・地域住民に犠牲を強いる他に発展することはできません。

資本主義社会では、人間の幸福のために存在すべき生産力の発展が、解雇・雇止め・休業といった失業や生存の不安定性を増大させる原因となっているのです。

生産力の発展は同時に人間の幸福を確立できる物質的な条件をつくり、矛盾である「窮乏・抑圧・隷従・墮落・搾取の度の増大」は、労働者の反抗・抵抗という反作用を生み、労働者を訓練し、結集し、組織された力に転化、発展させる力ともなるのです。

手当そして残業代で

本誌7頁からの本村論文「労働者の貧困―『共産党宣言』②」がくわしくかつ具体的に明らかにしているように、不安定雇用労働者―つねに失業の不安にさらされ、半ば失業状態にあるアルバイト、派遣・嘱託・請負労働者等々―が全労働者の40%にまでふくれ上がりました。資本の有機的組成の高度化―生産力向上―が必然的につくる相対的過剰人口、いわゆる「産業予備軍」です。彼らは資本主義的蓄積と資本家による労働力政策―正社員は少なければ少ないほどよい、いつでも首切れる労働者をつくる―の結果でもあるのです。

正社員と不安定雇用労働者の賃金と労働条件格差は拡がるばかりです。「おれたちはモノではない、雇用の調整弁でもない、人間だ」と同一労働同一賃金を求める彼らの反抗・抵抗、そして闘いは労働者の出現と同時に始まりました。それはILO憲章前文に「同一の価値の労働に対する同一報酬の原則の承認」が掲げられていることでもわかります。闘いは今日、さらに強く大きく前進する傾向を強めています。

「同一労働同一賃金」をめぐる3つの最高裁判決が、2020年10月半ば出されました。一つは、東京メトロ子会社の元契約社員の退職金不支給、2つは大阪医科薬科大のアルバイト職員だった女性の一時金不支給、3つは日本郵便の契約社員の待遇をめぐる3件の訴訟で、5項目の手当と休暇・扶養手当・年末年始の勤務手当・年始の祝日給・病気休暇・夏期冬期休暇―格差をめぐってでした。

職場の仲間との学習会で「これ見てよ、ぼくの賃金」と賃金明細表をみせてもらうたびにビツクリすることは、手当の数、残業代の多いことです。これは「日本の賃金は世界一高い」という資本家の言葉とはちがいが、労働力の価格である賃金が安く、労働力の再生産費を賄うものになっていないことの反映です。

最高裁は、「退職金を支払え」、「一時金を支払え」という要求を、「正社員と職務内容・責任に一定の相違があり、不支給は不合理ではない」と切り捨てました。大阪高裁は大阪医科薬科大学で正社員の60%の一時金、メトロコマースで東京高裁は、正社員の退職金の4分の1にあたる賠償金の支給を認めていました。しかし、最高裁はこの判決をくつがえしたのです。裁判を支援するユニオンの仲間たちは「賞与は、正社員にしか支給していない企業は山ほどある。退職金の時効は5年である。高裁の判決どおり賞与は正社員の60%を、退職金は正社員の4分の1を認めたらどうなるか。最高裁はそうした資本家側の影響を踏まえて、私たちには納得のできない判決を言い渡したのではないかと思うのだ」とこの判決を批判します。

郵政20条裁判

郵政20条裁判の結果は、最高裁で会社敗訴決定が①年末年始、②扶養、③祝日給（年始1・2日部分）、④夏期冬期休暇、⑤病気休暇（有休）の5つの手当、高裁での住居手当の6つの手当です。高裁で会社勝訴確定が基本給、一時金（夏・年末）と①早出勤等、②祝休日（年始部分以外）、③外務業務、④郵便外務・内部業務精勤、⑤通勤、⑥住居（転居転勤ある旧一般職との関係）の7つの手当です。

J P 労組、J P 組合員はこの判決をどう評価し、これから臨もうとしているのでしょうか。J P 労組は①格差の是正と同一労働同一賃金に向けてさらなる見直しをしていく必要があるとする一方で、②この度の最高裁判決はあくまでも原告の訴えを踏まえた事実関係のもとでの判決（本例判決）、判例とはなるものの、契約法旧20条の施行に遡って全体に通用されるものでも、私たちの労働契約が自動的に改訂されるものではないとしています。

ここに云われていることは、過去に遡って支給の判断はおこなわず、あくまでも今後の見直しに向けた検討にすることのようです。なぜなら、遡っておこなうことになれば労資関係のものにも影響するからとということでしょう。大きな前進への一歩を勝ちとったのだから、不平等な差別に苦しめられている労働者を正規労働者が大きな声を上げ励まさなければならぬのに、これでは不安になってしまいます。

ある職場の仲間は「自分の頭で物事を考えなくなっている。赤字攻撃や資本のさまざまな思想攻撃で、いつしか知らず知らずの間に経営を考えるように仕向けられます、それが正規労働者の意識の状況です」と語っています。そんな意識が非正規労働者の賃金が上がることは自分たちの賃金と引き換えにされるのではないか、あるい

は会社に原資はあるのか、などの弱気をもたらしているようにも思われます。

郵政への判決は高裁ですでに確定していた住居手当をあわせ「完全勝利」、格差是正に一步前進の大きな成果となりました。郵政産業労働者ユニオンは「今回の判決がゴールではない。原告3人の追加訴訟、原告54人の集団訴訟もある。団体交渉にも取り組んでいく。新たなたたかいがまたはじまります。」と意気軒昂です。

原因に向け進もう

同一労働同一賃金をめざす闘いは、資本のもたらす結果との闘いです。格差を是正しても資本はまたそれを取り戻そうと攻撃を強めます。21春闘の方針が決定されつつあります。要求はささやかです。今、考えなければならぬのは、階級的労働運動とは何かです。賃金学説は2つの潮流に分かれます。労働者・労働組合の賃金論が生計費説、生計費説に立ち搾取をなくす労働運動が階級的労働運動です。資本家流の賃金論が、生産性向上に協力し分け前をの生産力説です。これは生産性賃金論ともいわれ、生産の3要素である資本・土地・労働それぞれの生産力によって労働者、資本家、地主が生産物の分け前を分配し合う、あるいは生産性向上で労働の生産力が増加すれば、そのかぎりにおいて賃金引き上げも可能とするものです。

労働者の賃金論は労働者の労働のみが新しい価値をつくる、資本とされる工場や機械、そして土地も新しい価値をつくらぬ、が生計費説の背景にある根本です。だから労働者が考え、行動しなければならぬのは、結果への「ゲリラ戦」に没頭してしまふのではなく、「現在の制度は、彼らに窮乏をおしつけるにもかかわらず、それと同時に、社会の経済的改造に必要な物質的諸条件と社会的諸形態を生ぜしめる」というマルクスの指摘（『賃金・価格および利潤』）です。（滝野 忠）

労働者の貧困とその姿

―『共産党宣言』と現代②―

この稿は「労働者の貧困化と労働組合の闘い―『共産党宣言』と現代」（本誌No.13 18（20年8月15日号））の続編である。

貧困の定義（厚労省）

まず行政（政府）による「貧困」の定義である。これは、厚生労働省の国民生活基礎調査による「貧困率」がその根拠となっている。「貧困率」とは、収入などから税金や社会保障費などを引いた等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯員数の平方根で割った数値）の中央値の半分未満しかない人の割合のこととしている。貧困線あるいは相対的貧困ラインともいう。

例えば、2015年の等価可処分所得の中央値は、年間245万円であるが、その半分、つまり年間122万円未満の可処分所得しかない世帯が相対的貧困層、その割合を貧困率ということだ。この定義がはたして実態に即しているのか否か。

賃金の実態

まず日本の労働者の実態である。民間の研究機関「リクルートワークス研究所」によると、「国内だけでみれば、日本の労働者の賃金は、バブル経済が崩壊して以降、

減少している。図2は2015年の値を100とした、現金給与総額の賃金指数と、消費購買力を反映した実質賃金指数の推移である。いずれの指数も1997年は110を超えていたが、1997年をピークに漸減し、2017年は101程度と、20年間で10ポイント近く減少している」との数字を示している。

厚労省の「平成30年賃金構造基本統計調査結果の概況」による賃金の推移である。

「賃金は、男女計306・2千円（年齢42・9歳、勤続12・4年）、男性337・6千円（年齢43・6歳、勤続13・7年）、女性247・5千円（年齢41・4歳、勤続9・7年）となっている。賃金を前年と比べると、男女計、男性及び女性のいずれも0・6%増加となっている」とのことである。

雇用形態別にみた賃金は、「男女計では、正社員・正職員323・9千円（前年比0・7%増、年齢41・9歳、勤続13・0年）に対し、正社員・正職員以外209・4千円（同0・7%減、年齢48・3歳、勤続8・7年）となっている。男女別にみると、男性では、正社員・正職員351・1千円（前年比0・8%増）に対し、正社員・正職員以外232・5千円（同0・9%減）、女性では、正社員・正職員265・3千円（同0・6%増）に対し、正社員・正職員以外187・9千円（同0・9%減）となっている」としている。

平均年収については、国税庁の「平成30年分民間給与実態統計調査」によると、平均年収（男女計）は441万とということであるが、問題はその内容である。「貧困率」を割り出す年収の中央値を見てみよう。まず「給与所得者」全体の54・2%が400万円以下である。そして年収中央値（男女計）は、国税庁同調査では376万円とされている。非正規労働者の場合、平均年収175・1万円（男性229・4万円・女性150・8万円）年収中央値（男女計）は推定153万円である。

家族養えず

ここから見えてくるのは、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差の拡大である。このことの背景にあるのは、非正規雇用労働者の増大である。総務省統計局「労働力調査」によると、2018年（平成30年）の男性の正規労働者2339万人・非正規労働者669万人、女性の正規労働者1137万人・非正規労働者1451万人である。総体の非正規労働者の比率は、37・9%となる。30年前の1989年（平成元年）は、男性の正規労働者2407万人・非正規労働者229万人、女性の正規労働者1045万人・非正規労働者588万人である。総体の非正規労働者の比率は、19・1%である。男性は非正規労働者の割合が元年比の2・92倍にのぼり、年齢別の増加数では65歳以上の非正規労働者の割合は元年から166万人も増えている。女性は元年比2・47倍、45〜54歳、55歳〜64歳の層の非正規労働者が200万人以上増加と、男性女性ともに非正規労働者の年齢が高くなっている

一般的に年収とは、税金（所得税や住民税など）や保険料（健康保険料、厚生年金保険料など）が差し引かれる前の年間の総支給額を指す。これらを差し引いた額を可処分所得というが、それはおよそ80%だといわれている。そうすると、平成30年度の数値では、年収中央値（男女計）376万円×80%＝300・8万円、約300万円がだいたい可処分所得の年間平均値ということになる。問題はここからである。総務省「家計調査報告2020年（令和2年）1月分」によると、消費支出（二人以

上世帯)は、1世帯当たり28万7173円(月)とのことである。月に約28万7000円であるから、年間では、約344万円になる。

つまり可処分所得の平均値を大きく超えてしまうのである。このことは何を意味するのか。もはや労働者一人分の賃金では、複数人数の世帯を維持できないということである。正規雇用労働者ですらこの実態である。非正規雇用労働者に至っては、結婚して共稼ぎの場合の年収が平均値の男性229・4万円・女性150・8万円と仮定すると、合計で約38万円である。可処分所得は約304万円となる。1世帯当たりの消費支出は先の約340万円であるからこれで可処分所得を大きく超えることになる。要するに、二人が非正規雇用労働者である場合は、共稼ぎでも生活を維持するのは難しいということである。

若者の貧困

内閣府が実施した「就労等に関する若者の意識調査」の結果がある。この調査は、「インターネット調査会社に登録してあるリサーチモニターである全国の16歳から29歳までの男女(有効回答数1万人)を対象に、平成29(2017)年10月27日から同年11月13日までの間に実施したインターネット調査」とのことであるが、次の項目がある。

希望する雇用形態現在の就学・就業状況別に、「最も希望する雇用の形態等」について、現在「正規雇用」者の96・0%、現在「学生」の88・4%が「正規雇用」を希望すると回答している。また、現在「非正規雇用」の47・1%が「正規雇用」を希望すると回答しているが、一方で46・9%が「非正規雇用」を希望すると回答している。

働くことに関する不安について、「十分な収入が得られるか」に、「とても不安」または「どちらかといえば不安」と回答した者が76・5%で最も多い。次いで多かった項目は、「老後の年金はどうなるか」の75・4%、「きちんと仕事ができるか」の73・5%、「仕事と家庭生活の両立はどうか」の72・2%、「勤務先での人間関係がうまくいくか」の71・4%である。

これらの結果は、30代、20代等、若い層ほど将来に対する不安感が強いということの証左である。これらの若い層は、将来の収入不安から、未婚率は上昇し、出生率は低下している。労働者の賃金低下を反映する一つの指標である学生の奨学金受給率は5割に迫っている。(日本学生支援機構の『学生生活調査・2016年度』によると、奨学金を受給している学生の割合は、大学学部(昼間部)で48・9%、大学院修士課程で51・8%、大学院博士課程で56・9%となっている)。低賃金は、一個人の問題にとどまらず、現実の社会の存続さえも脅かし始めているのである。

こうした意識状況、こうした意識を形成しうる条件を変えない限り、将来を展望しうる将来設計ができない、そういう状態にまで労働者の現状は貶(おとし)められているということである。そしてそれは、経済的要因によるところが多いことを示している。

何をすべきか 「経済的要因」をとり除く

それでは何をすべきか。「経済的要因」を取り除く以外にはない。この場合に注意しなければならないのは、安易に「社会保障」へと思考方法が流されないということ

である。厚労省によれば、「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齢、失業、多子その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいうのである。」と定義している。あくまでも「国家の扶助」であり、それ以外のものではない。そしてそれは、「現状の固定化」が前提となる。根本的な解決にはならない。

問題は、「貧困化」を生み出す構造、つまり社会構造自体を変えていくことにある。『共産党宣言』（マルクス・エンゲルス著）の一節である。「ところで、賃金労働、プロレタリアの労働は、プロレタリアに財産をあたえるだろうか？ けっしてあたえはしない。賃金労働は資本という財産を作り出す。それは賃金労働を搾取するものであり、そしてまたそれは、新しい賃金労働を生産してそれをふたたび搾取するという条件がなくては、みずからふえることのない財産である。今日の形の財産は、資本と賃金労働の対立の中を動いているのである」「賃金労働の平均価格は、労働賃金の最低限度のものである。すなわち、労働者が労働者としての生命を維持していくのに欠くことのできない生活手段の総計だけである」とし、「われわれのあくまで廃止しようとするものは、ただ、労働者は資本を増殖するためにのみ生活し、そして支配階級の利益が必要としなければ生活することができないという、そんなみじめな取得の性格である」としている。

「取得の性格」とは、「この取得によって他人の労働を自分に隷属させる権力」（『同』）のことである。つまり搾取と被搾取を生み出しうる生産諸関係、所有諸関係を廃止することによってのみ、労働者は、自らの解放を勝ち取りうるのである。

追記 「新型コロナウイルス感染症」での企業倒産と、有期雇用契約労働者を中心とした解雇、失業の増大が懸念されている。わたしたちは今こそ労働者の置かれている実態を直視し、それを生み出す社会の仕組みと根本的な解決に向けた道筋を大衆的に明らかにしていく必要がある。（労働者研事務局長 本村 充）

公的介護 保障こそ

― 介護保険 「要介護者も総合事業へ」の問題点 ―

国会審議なしの騙し打ち 本誌No.1322（2020年10月15日号）で、内容は報じたが、厚生労働省は、介護保険給付とは別に各自治体の裁量で介護度の低い要支援者向けに実施している「介護予防・日常生活支援総合事業」の対象を、要介護1〜5にも拡大する「省令改正」を行い、10月22日公布し都道府県や市町村、関係者に通知した。

「国会審議なし」の省令改悪で、私たちにとっては騙し打ちだ。8月15日〜9月23日の間、突然「意見公募」を行なったが、応募した1141の意見内容の大半が「要介護者に対する介護給付を総合事業に移行する布石ではないか」「本人希望」をどのように担保するのか、市町村が介護給付のために総合事業に誘導するのではないか」「見直しは省令改正でなく、国会で議論すべき」等々、国の方針を懸念する意見ばかりだった。にもかかわらず厚生労働省は省令改悪を強行した。今、市町村が策定中の「高齢者

福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)」に書き込んでもらいたいためであろうか。

右「第8期計画(案)(中間まとめ)説明会」でも、怒りの声が噴出している。とりわけ「認知症の人と家族の会」は、認知症の人は専門的なケアを継続し受けることで、進行を遅らせ現状維持をはかる重要性を訴え、「省令改正」即時撤回を強く求めている。

まずは「総合事業」移行反対 各市町村の「第8期事業計画策定委員会」のスケジュールは3〜4回目ぐらいいまで進み、今、「中間まとめ」、「地域説明会」、「パブリックコメント実施」等々、手続だけはどんどん進んでいる。インターネット検索してみると、早くも「要介護者に対する介護給付を総合事業に移行」しているところもあった。これから、来年1〜2月ごろ「計画案」が決定され、条例「改正」、介護保険料の決定、都道府県に計画書が進達され、4月スタートとなる。

こうしたなかで私たちは、あらゆる機会をとらえ、毎年大きく黒字がつづく「介護保険決算」を精査し、介護保険料の値上げに反対し、総合事業への移行は絶対反対し、お金なく利用料が払えないで介護が受けられない低所得要介護者に対しては福祉施策を求め、「自助・共助」では限界だ、お互いが人間の尊厳を守るには、憲法25条の公的保障を介護でも求め、その体制確立にむけた基本に立ち返った運動をすすめるときだ。

「総合事業」は矛盾をつくる 介護保険法上の保険給付は、先ず「要介護認定」調査が行われ「主治医の意見書」も出され、介護保険法上の専門職が介護にあたる。総合事業は、「本人希望で」「要介護認定」可なのだが「簡単な「基本チェックリスト」で生活機能低下の有無が認定され、ボランティアや数時間講習を受けた元気老人が介護に当たる現状だ。事故が発生した場合の対処の仕方も大違い。介護保険上の権利は「法に基づき責任追及ができる」が、総合事業は「当事者間の話し合い」解決が主。私も、認知症グループホームで暮らす友人の外出支援ボランティア5年目、送迎途中で要介助者が転びケガ、治癒するまでの間、私は生きた心地がしなかった。経験の繰り返しで私自身も訓練されたが、繰り返し起こると、楽しかったボランティアが嫌になり、憎くもなってくる。

総合事業は、介護サービスの担い手も近隣のボランティア募集も市町村まかせ、無資格者でも良しとなり、サービスが提供されなくなっても、もともと保険給付ではないので受給権の侵害にはならない。全国一律の基準ではないことから、実施者である市町村の予算(事業費)の範囲内でのサービス提供となっているので、費用も内容も、自治体間でバラバラ、自治体間の格差が生じ、その格差はますます大きくなっていく。

さらに大きな問題は、民間調査会社の東京商工リサーチが先日12月3日、「介護事業の倒産最多ーコロナ影響、報酬改定次第で加速も」と伝えたが、総合事業で働くホームヘルパーの報酬が下がれば、介護事業は成り立たなくなり、倒産件数増が必至だ。

ボランティアが集まらない 政府は「認知症高齢者は2025年には約700万人」と予想し、「介護保険給付」ではなく安上がりでの「総合事業」の対象にすべく必死。しかし、多くの自治体が、総合事業を支える近隣のボランティアが集まらない課題に「コロナ禍」も重なり、頭を悩ませている。ここで政府がいつそう力をいれているのは「一億総活躍社会」「我が事丸ごと共生社会」の政策だ。「我が事丸ごと共生社会」の本質は「自助・共助・公助」の「新たな福祉の哲学」(塩崎元厚労働大臣の会見)を徹底し、支援の

生産性と効率性を上げ、社会保障費の支出抑制と公的責任の更なる後退をはかる手段に他ならない。さらに、市町村もボランティア集めに必死で「一億総活躍社会」を喧伝し70〜80歳超の人にまで「他人の事も我が事のように考えよう、ご近所の底力を發揮しよう」と誘導するが、多くの人々が苦しい生活を強いられ、厳しい介護現場の実態では実現困難。「共生」でなく上からの「強制」になりかねない。昔の「隣り組」が復活し家族介護の押しつけが透けて見える危険な状況だ。追って投稿したい。(宮本 嘉峰)

老朽原発うごかすな!

21世紀第91回

原発 市民ウオーク in 滋賀

40年をとうに超えた老朽原発 :

高浜1、2号機と美浜3号機は動かしてはならない!

関西電力大飯原発 3、4号機(福井県おおい町)の耐震性を巡り、安全審査基準に適合するとして原子力規制委員会の判断は誤りだとして、福井県などの住民らが国に原子炉設置許可の取り消しを求めた訴訟の判決が12月4日、大阪地裁であった。森鍵一裁判長は国に設置許可の取り消しを命じた。

1450万人の近畿の水源にびわ湖と私たちの未来に子どもたちを守りましょう。

「一緒に歩きましょう! 参加無料! 予約不要!

と き 2021年1月30日(土) 13時30分

と ころ JR・京阪膳所駅前集合 美浜3号、高浜1、2号機再稼働NO!

こ ース ときめき坂〜元西武大津ショッピングセンター前

〜関電滋賀支社前〜びわ湖畔

主催 21世紀脱原発市民ウオーク in 滋賀 実行委員会

呼びかけ人 : 池田 進(原発を知る滋賀連絡会 電話077-522-5415)

岡田 啓子(ふえみん@滋賀 電話077-524-5743)

稲村 守(9条ネット・滋賀 電話080-5713-8629)

◇読者からのおたより◇

市議会の壁 石川文洋さんの写真展、連れ合いと二人で行ってきます。コロナの感染拡大、安倍の桜、もりかけ、安里、菅義偉首相の資金集めパーティー、金権政治です。カジノを含む統合型リゾート施設(IRR)IRR誘致の「住民投票条例制定」投票には、市議会の壁がありますがこの力を総選挙、7月末の横浜市長選へつなげていきたい。(横浜・塚本鉄男)

来年で10年 正念場の闘い コロナ禍で日本中が蔓延してきましたが、GOTO予算へ1兆4千億とか、日本という国は経済最優先であり国民の命と健康などあまり考えないのでしょか? 一時は鎮静の方向であったようでありましたが、GOTOラベルをやるべきでないという声が多くあったにも関わらず一方的に進めた自公政権の責任は重い。

原発事故から来年3月で10年となります。あの悲惨な事故を忘れたかのように再稼働へとなっています。裁判は一番から2審そして最高裁へとなっています。原発事故被害者裁判は原点に戻って勝利に結びつけないければ後世への責任を果たすことが出来ません。来年は正念場の闘いとなります。多くの皆さんにご協力を得なければなりませんので宜しくお願いします。(相双の会・國分富夫)